慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	福沢諭吉の演説： 英吉利法律学校開校式祝辞・ 三田演説会最後の演説
Sub Title	
Author	松崎, 欣一(Matsuzaki, Kinichi)
Publisher	慶應義塾福澤研究センター
Publication year	2003
Jtitle	近代日本研究 No.20 (2003.) ,p.111- 147
JaLC DOI	
Abstract	本稿は福沢諭吉の「演説」について、残された草稿、演説記録類を通してそれがどのように準備され、また実際にどのように行われたのかを具体的に追跡してみようとするものである。前稿では、三田演説会の発足直前に行われた肥田昭作宅における集会の演説についてみたが、ここではさらに、明治十八年九月十日に行われた英吉利法律学校開校式における祝辞と、福沢の生涯最後の演説となった明治三十一年九月二十四日の三田演説会における法律を学ぶことの意義を述べた演説の二つの事例を取り上げることとする。
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-20030000-0111

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

近代日本研究第二十巻（二〇〇三年）

福沢諭吉の演説

――英吉利法律学校開校式祝辞・三田演説会最後の演説――

松崎欣一

一　はじめに

本稿は福沢諭吉の「演説」について、残された草稿、演説記録類を通してそれがどのように準備され、また実際にどのように行われたのかを具体的に追跡してみようとするものである。前稿[1]では、三田演説会の発足直前に行われた肥田昭作宅における集会の演説についてみたが、ここではさらに、明治十八年九月十日に行われた英吉利法律学校開校式における祝辞と、福沢の生涯最後の演説となった明治三十一年九月二十四日の三田演説会における法律を学ぶことの意義を述べた演説の二つの事例を取り上げることとする。

二　英吉利法律学校開校式における祝辞

（一）開校式

現在の中央大学の前身となる英吉利法律学校は明治十八年九月十日、東京神田錦町に開設されている。入校生は一五〇名、講義録の予約購読申し込み者は七五〇名であった。同月十九日、開校式が隅田川河畔に面した両国橋近くの中村楼において行われている。玉乃大審院長、鶴田参事院司法部長、渡辺検事長、渡辺東京府知事、福沢諭吉をはじめとして、在横浜の英国領事ロバートソン、代言人ラウダル、ヘラルド紙記者ブルーク、メール紙記者ブリンクリーなど内外の著名人や新聞記者が集まり、来会者は総勢三百名ほどであったという。『明法志林』第十冊、百五号（明治十八年十月一日刊）に、「雑報」として当日の模様と、式典での挨拶と祝辞が掲載されている。[2] 登壇順にそれぞれの挨拶、祝辞の前書きを摘記すれば次の通りである。高橋、増島、穂積、渋谷は設立発起人の一員であり、増島は校長であった。なお、この雑報記事の仮名文字は本文が平仮名、演説記録が片仮名である。また変体仮名、合字も使用されている。句読点は演説記録にはあるが本文には施されていない。以下、引用にあたって、用字は現行通行の字体に改め、清濁を整えた。また適宜、句読点を補った。振り仮名は原文のままである。

① 高橋一勝（発起人、代言人）　本校設立の主意を述べらる。その弁極めて沈着清和にして聴衆は容易に

設立の主意を領得せしが如し。演述の要旨は左に掲ぐるが如し。

② 増島六一郎（発起人・校長、東京大学講師、代言人）　英語にて同じく本校設立の主意を述べらる。語意共に明確にして、来賓英米人も耳を欹て黙聴せり。其大要を邦文に翻へして左に掲ぐ。

③ 渡辺洪基（東京府知事）　此祝詞は例の速記法に由りて、若林甜蔵氏外一名の府知事が演述の儘を筆記せしものゆへ、之を読めば面のあたり渡辺氏の演述を聴けるに同じ。

④ ラッセル・ロバートソン（英国領事）　英語にて演説す。其要旨ハ左に訳出せるが如し。

⑤ 福沢諭吉　例の達弁にて、将来法学校の生徒に望まるゝところを縦横に述べらる。是亦若林甜蔵氏外一名の筆記を得たればその儘を左に載す。

⑥ ラウダル（代言人）　英語にて左の演説をなしたり。

⑦ 穂積陳重（発起人、東京大学教授兼法学部長）　英語にて来賓に簡短（ママ）なる謝辞。

⑧ 渋谷慥爾（発起人、代言人）　左の謝詞を朗読せらる。

八人の内、増島、穂積を含む四人が英語による挨拶であった。増島の英語による挨拶も聴衆はよくその趣旨を理解できるものであったという。もっとも、府知事の渡辺は祝辞の中で、「私ノ考ハ只今申通リ甚タ不学デ、法律ノ学問ヲシタコトハアリマセン。且其他ノ学問ハ僅ニ仏蘭西ノ書ヲ読ミ、又慶應義塾ニ於テ変則ノ語ヲ少々読ンダ位デ、ソレカラ先ハ字典ニ拠ツテ少シ本ヲ読ンダバカリデアリマスカラ、今ノ増島君ノ演説モ殆ンド半分解ツタ位デアリマス」と述べている。「変則ノ語」とは書籍の読解を専らとする学習法であったために英語の聞き取りに困難があったということであろう。渋谷は謝辞を読み上げている。渡辺府知事と福沢の祝辞

は速記による記録が収録され、英語による挨拶はその訳文の要旨が掲載されている。来賓の祝辞のうち、日本語によるものが全文を記録されたことになる。法律学校の開校式という場で、演説とその記録のさまざまなかたちが一通りそろった感がある。三田演説会の創設期に、その規則の改変がしばしば行われている事実がある。それは、福沢を中心とした人々による演説のかたちを作り出すための試行錯誤であった。[3] 三田演説会が発足してすでに十年が経過している英吉利法律学校の開校式の実際は演説の法がある程度機能し始めていることが示されているといってよいのであろう。

渡辺と福沢の祝辞は「例の速記法」によって、「演述の儘」を筆記したという。

田鎖鋼紀が「楳の家元園子（うめのやもとぞのし）」の名で、『時事新報』に「日本傍聴記録法（ジャパネースフホノグラフヒー）」を投稿して日本語速記法の誕生を宣言したのは明治十五年九月十九日のことであった。翌月から普及のための講習会が始められている。十六年七月には、自由党系の『自由新聞』が報じた立憲改進党系の東京議政会演説会に関する記事について、東京議政会と自由党の間に紛争が生じ、議政会側が両者の交渉の経過を速記により記録して『郵便報知新聞』に掲載した。速記法実用化の最初であった。十七年二月には矢野龍渓『経国美談』後編が口述速記により刊行され、七月から三遊亭円朝の「怪談牡丹灯籠」の口演速記十三篇が相次いで刊行されている。[4] 法律学校開校式の祝辞の速記による記録は、速記法の実用化黎明期の所産ということになる。「例の速記法」によって筆記したという『明法志林』の表現には、田鎖等によって開発されたばかりの新しい記録法に対する当時の注目の度合いが示されているように思われる。

若林は酒井昇造、林茂淳とならんで田鎖直門の三羽烏といわれた人物の一人である。[5]「之を読めば面のあたり渡辺氏の演述を聴けるに同じ」というのがどこまで実現しているのか、渡辺と福沢の話し振りの違いをどこ

まで忠実に再現されているのかはにわかに判断できない。明治十八年十一月の大坂事件をめぐる裁判について、各新聞が速記者による傍聴筆記を競って掲載しているが、谷川恵一や後藤孝夫はこれらを比較検討して、公判に於ける同じはずの証言が新聞により異なっており、個々の速記者によって一つの声がさまざまに変容して改めて発信されていることを跡づけている。[6] 速記者の速記能力、伝えるべき事実に対する理解や態度の違いが異なる記録を生み出すことになる。かりに音声言語を速記法によって厳密に記録できたとしても、それが文字に書き起こされてそのまま首尾整った達意の文章には必ずしもならないのもまた事実である。英吉利法律学校の開校式における他の演説要旨の訳文の主語が「生等」「余」「余輩」で、基調が文語文体であるのに対して、渡辺と福沢の演説筆記の主語はいずれも「私」であり、また文末も基本的には同じように「ます」で結ばれてほぼ同じような口語文体となっている。当然のことながら、速記記録の翻字にあたってかなり統一的な整序が行われていることが窺えるのである。しかしそのような限界があるにもせよ、若林等が残した記録は式典会場に於ける個々の演説の実際を知る貴重な史料であることは言うまでもないであろう。

渡辺の祝辞の論旨はおよそ次の通りである。法律は各国の歴史と民俗（ネーション）の中に培われた慣習を背景として作られるものである。渡辺はこのことを敷衍して、「今茲ニ故サラニ民俗ト云フノハ、先程増島君ノ申サレタル通リ米国モ英国モ殆ンド法律ハ同ジデアル。ソレト云フノガ此二国ハ民俗ガ同一デアル。然ラバ民俗ヨリ慣習ガ成立チテ来(キ)テ其法律ハ慣習ノ出来栄(ハエ)カラ成立ツモノデアルカラ、歴史民俗ノ違フ処カラシテ法律モ亦違ハナケレバナリマセンコトハ明瞭デアラウト考ヘル故ニ、欧羅巴ノ耶蘇教ヲ奉スル国ハ殆ンド成立チガ同ジモノデ、一ツノ民俗ニテ同ジ歴史ヲ践ンデ来(ク)ルケレドモ、ソレデモ国々多少法律上ニ違ヒガ有ルニ依テ、米国、英国、仏国、独国等各法律ニ多少ノ違ガ有リマス」と述べ、さらに次のように続けている。

ヨーロッパ近代の達成を目標とする日本にとって、現在は英独仏各国の慣習から成り立っている法律を学んで、「我国ノ一種特別ノ歴史ヲ満足サセテ、是非トモ英米各国ト同ジ様ニヤリタイト考ヘテ日本国中其用意ヲシテ居ル」ところなのであって、「今日各国ノ歴史法律ヲ講究シテ、而シテ少々ハ無理デモ、我国ニ適用シ得ベキダケノ事ヲ取テ我国ノ進マント欲スル所ヲ賛成シテ、文明ノ針路ヲ進ムルコトヲ得セシメマシテ、日本ノ安寧幸福ヲ望ム」より外には方法がないのである。独逸学協会がドイツの法律経済を、また明治法律学校がフランスの法律を講究し、さらに英吉利法律学校があらたにイギリスの法律を研究することが求められているのである。それぞれの研究の進展によって、「我々ノ最モ冀望スル処ノ進歩ノ道ニ進ミテ、日本ニ最モ適当シタル一種文明ナル法律ガ出来テ、社会ヲ支配スル様ニナルデアラウト思ヒマス」と述べるものである。

渡辺の祝辞は大学総理加藤弘之の代理として務めるものであった。あるいは速記とその翻字の仕方自体にも問題があったのかも知れないが、議論がやや回りくどく、同じことばの反復が目立ち趣旨がつかみにくいものとなっている。また、聴衆としての学生に直接呼びかける話法ではなく一般論としての話し方になっている。

福沢の祝辞の要点は、やはりなぜ法律を学ぶのかということであるが、渡辺とはその必要を説く視点が異なっている。また、「コヽニお出ナサルお方ハ、英国ノ法律ヲ学ボウト云フ存念デアラウガ、其人々ハ何ウスルデアリマセウ」とまず入学者自身に問いかける話し方になっており、この点で渡辺とは際だった特徴のある祝辞となっている。そして「今日開校式ニ於テ斯ウ云フコトヲ申スノハ芽出タクナイガ」として、法律学校を卒業しても、現実の問題としてそのまま判事なり、役人なり、代言人なりになることは難しい。また生涯それを貫ける者は少ないのだと述べる。祝辞としてはかなり大胆に聴衆の関心に踏み込んだ話法である。しかし、だからといって法律を学ぶことが無駄であるということにはならない。「法律ハ何ニナルカト云フニ、凡ソ法律

ハ何ト云ツタラ宜シカラウ。先ヅ人間ノ学ブベキ世渡リ即チ処世ニ入用ノモノデ在ツテ必用ノモノデアル」と述べている。そして「法律ノ切レルコトハ昔シノ武断政治ノ刀ヨリモ能ク切レルモノ」であって、「真実ノ撃剣家」は生涯刀を抜かないといわれるように、切れる刀を使うには「深ク学ビ込ンデ矢鱈ニすつぱ抜ヲシテハ困リマス」と戒めて祝辞を結んでいる。

福沢のこの時の祝辞については、『明法志林』の速記記録とは別に『時事新報』掲載のテキストがあり、次節においてこの二つの記録の対比をしてみたい。

（二）福沢の祝辞　――二つの記録――

英吉利法律学校の開校式における福沢の祝辞は、開校式から三日後の二十二日付『時事新報』[7]社説欄にも、「左の一篇ハ福沢先生が去る十九日向両国中村楼に於て英吉利法律学校の開校式の席にて述べたる演説の大意なり」として掲載されている。『明法志林』と『時事新報』の二つのテキストの論旨の展開を追って見ると、八つの段落（①～⑧）に区分することが出来る。『明法志林』（A）と、『時事新報』（B）を順に対比してみると次のようになる。用字は漢字、仮名ともに現在の通行体とした。平仮名と片仮名の使い分けは原文のままである。『明法志林』には句読点が施されている。原文のままに示した。『時事新報』には句読点が打たれていないが、『福沢諭吉全集』により補った。振り仮名は『明法志林』『時事新報』ともに原文のままに残した。

①

A　今日英吉利法律学校ノ開場式ガアルニ就キマシテ二三日前増島君カラ御案内デ参リマシタガ、先ヅ此開校

式ニ就キマシテハ私ハお芽出度ト申スハ、日本ニ法律ノ行ハレタルハ今ヲ去ルコト十八年以前デ在ツテ、決シテ其前ハ法律ト云フモノハナカツタガ、十八年ノ其間ニ漸々ト欧羅巴ノ法律カ侵入シテ来テ、今日ハ政府ニ於テモ文部ノ大学校ヤ司法省ノ法学校ニテ法律ヲ教ヘ其他私立ノ法律学校ノ設ハ一二ニ止マリマセン又高尚ノ学校ニ於テハ法律ノ科ヲ設ケテ在ツテ、全国至ル処隅カラ隅マテ法律学校カ出来タカト思フ位デアルニ、今度又英吉利法律学校カ出来マシタガ、法律ヲ教フル所ガ多ケレバ多キダケ芽出タクツテ祝サナヒデハ居ラレナイト申ス訳ヲお話シ申マス。

B　今日は英吉利法律学校の開校式とて御案内を蒙り、幸にして諸君と席を同うするを得るは難有次第、一応御礼を述べて、扨この学校の開業は目出度しと申すの外なし。日本にて法律学の始まりたるは今日尚二十年に足らず。官立私立の法律専門校あり、或ハ専門ならざるも少しく高尚なる学校の科目中には必ず法律を加へて、法律学者も次第に出来る訳なれども、国のためを謀れば供給なほ未だ足らず。何卒今後もます〳〵勧めて国中無数の法律家を養成いたし度き諭吉の所望なれば、今日の開校式、固よりこれを祝せざるを得ず。

②

A　偖此法律ハ英吉利ノ法律デアロウカ仏蘭西ノ法律デアロウカ、何方ガ宜シヒカ存シマセン。私ハ法律ハ不案内デアリマシテ法律専門学者デモナク、仏蘭西ノ法律ヨリ英吉利ノ法律カ便利カソコハ知リマセンガ、英国ノ法律モ米国ノ法律モ、仏国ノ法律モ独逸ノ法律モ詰ル処ハ同シ様デアルト云ツタラ私ハ英吉利ノ法律ヲ賞ナケレバナリマセン。何故ナラバ日本ニハ皆様御承知ノ通リ英語ガ能ク行ハル、国デアルカラ法律ト語学ハ一致シナケレバナラヌカラ、我ガ国ニハ英国ノ法律ガ慥カニ行ハル、コトデアル。別ニ仏蘭西ノ法律トカ

独逸ノ法律トカヾ特ニ便利ガ宜シヒト云フ償フ所ガアレバイザ知ラズ、同ジモノデアレバ私ハ口ヲ放ツテ英国ノ法律ヲ賛成致シマス。

B　又法律に仏蘭西あり、独逸あり、又英国、米国あり。其孰れか善きは、法学不案内の諭吉が知る所にあらざれども、仏独英米、皆同じくして、一長一短、これを平均すれば皆善しと云ふことなれば、諭吉ハ特に英吉利の法律を賛成せざるを得ず。如何となれば開国以来、我国に行はるゝ外国の語ハ英語にして、今後もます〳〵其流行の盛なるべき、論を俟たず。故に法律の学が英吉利なれば、我国に流行する外国の語と相伴ふて、其際に無限の利益あるべければなり。是れ亦諭吉が開業を祝するに兼て別に欣喜の意を表する所なり。

③

A　ソレハお芽出タヒトシテ置キマシテコヽニお出ナサルお方ハ英国ノ法律ヲ学ボウト云フ存念デアラウガ、其人々ハ何ウスルデアリマセウ。之ハ祝詞ニ就テノお話シデアリマスガ大層法律ノ学者ガ出来テ段々殖ヘルトシテ、其人々ガ是カラ何ウスルカト云フ一ツノ疑問ガ起リマス。追々法律ヲ学ビテ其行ク先キハ判事ニナルノガ一番先キデアリマセウ。役人ニナルノハ六ケ敷訳デモナイガ、ソンナニ役人ニバカリナラレテハ困ル。日本ノ役人ハ今日デサヘ七万五千人余アルカラ、又其上ニ飛込ムカハ知リマセンガサウシタ日ニハ仕方ガアリマスマイ。是マデハ随分拙者ハ隠君子デヤルト云ツテモ、何ウカ斯ウカ無理ニモ政府ヘ潜リ込ミテ役人ニナリ、国民ノ租税ヲ食ムダガ、サウ沢山入ルコトハ出来マイト思フ。

B　一応の謝辞祝詞に兼て私の歓びの情を述べ終りたる処にて、満座の少年諸士はこれより法律学に従事する

ことならん、又教授の校員も丁寧に教へ深切に導きて学問の進歩ハ必ず速なることならん。扨学問は日に上達するとして、諸士の身の行末は何とせらるゝ、積りなるや。法学卒業したるその翌日判事となり、又他の官員に拝命の胸算か。若しも左様なる目的なれば、先づ以て違算なるべしと云はざるを得ず。政府の官員には定まりの数ありて、迚も諸士の望に応ずべき空位なし。方今七万五千の官員、既に少なしとせず。尚この上に無限の法学士を出来、次第に官途に容れんとするは物の数に於て叶はざることなり。

④

A　サウスルト自分ノ糊口ガ出来ナイカラ其次ギハ代言人ニナルデアリマセウ。ソレガ順当ノ道デアリマス。所ガ代言人ト人民トノ間ハ丁度医者ト病人ノ割合デ、医者ノ割合ニ病人ガナクテハ医者バカリ出来テモ困リマセウ。日本ハ医者ガ少ナヒカラ宜シカロウト思ヒマスガ、段々爰ニ居ル諸君ガ学問ノ進ムノハ存外早イモノデ、サウスルト病家ガナクテ医者ガ殖ヘテ困ルト云フダラウガ、私ハ少シモ恐レナイ政府ニ入ラナヒデモ宜シヒ、代言人ニナランデモ宜シヒト云フノハ、自分デ法律学校ヲ卒業シテずうつと貫ヒテ愈々役人カ代言人ニナツテ生涯生活ヲ終ルモノハ至ツテ尠ヒ。今日開校式ニ於テ斯ウ云フコトヲ申スノハ芽出タクナイガ、ソレヲ貫クモノハ尠ヒコトデアル。医者ニナラウト云フモノガ医学校ニ入ツテ初メハナンデモ開業医ニナル目的ニ違ヒナイガ、数年修学シテ卒業シタ所デ、卒業シタ時ヨリ開業スルマテノ間ニ色々ノ妨害ガ在ツテ開業ガ出来ズ、漸ク開業医ニナツタ所ガ流行スルトシナヒノ差ヒカアリテ、愈〻医者ヲ開業スル人ノ数ト最初学校ニ入ツタ人ノ数トハ百分ノ一位デハナヒ二百分ノ一位ノモノデアル。

B　次に代言人は如何と云ふに、是れ亦限りなく入用のものに非ず。詞訟人は病家の如く、代言人ハ医師の如

し。医師の数、割合ひに多くして、病家の数、割合に少なければ、固より以て職業とするに足らず。左れば政府の官員なり代言人なり、其数は誠に少々にして、法学者中の一部分を以て其の席を充すべし。

⑤

A　サウスルト医者ヲ学ンデモ無駄ノモノガ多ヒカラ法律モ同ジク無駄デアルカト云フニ、決シテ無駄デハアリマセンカラ法律ハソコデ宜ヒノデアル。其身分ニ就テ見レバ法律ヲ学ビテソレカラ身ヲ起サウト云フ人カアリ。又法律ヲ学ビテ何カ身ヲ立ル種ニシヤウト云フ人モアル。又必ラズ法律ヲ学ビテソレヲ売ツテ食ハンデモ宜イ人モアリマス。然ラバ其人ノ身ニナツテ見レバ法律ハ何ニナルカト云フニ、凡ソ法律ハ何ト云ツタラ宜シカラウ。先ヅ人間ノ学フベキ世渡リ即チ処世ニ入用ノモノデ在ツテ必用ノモノデアル。譬ヘハ家ヲ一ツ買フニモ法律ガ入ルシ。地面ヲ一ツ売ルニモ法律ガ入ルシ。サウシテ見レバ「ペン」一本ヲ買フニモ法律ガ必用デアリマシテ人間世界ニ居レバ法律カナクテ宜シヒト云フ場所ハアリマセン。既ニ法律ノイラナヒ所ガ世界ニナヒトスレバ法律ヲ知ラナケレバナリマセン。

B　然らば則ち前に云へる国中無数の法律家は何の用に供すべきやと尋るに、諭吉自から説あり。抑も法律学なるものは、必ずしも法庭に訴を聴き又法庭に罷出で曲直を判断し勝敗を争ふがためのミの用意にあらず。凡そ商売工業の大事より居家世帯の些末に至るまでも、常に法理の存せざる処あることなし。商工社会取引の約條等は無論、僅に幾百坪の地面を売買し、一軒の家屋を貸借し、筆一本墨一挺の小買物なりとて、悉皆法理の範囲内に在るものなれば、法律は人間生々必須の学と云ふも可なり。蓋し彼の判事となり代言人となるがために法律を学ぶと云ふ者は、未だこの学の区域を知らざる人の考たるに過ぎず。

⑥

A　鳥渡医者デ申セバ。医者ハ出来ナクモ人間ハ医者ノ心得カナクテハナラナイ。苟且ニモ自分ノ身体ヲ持ツテ居ルカラハ啻ニ医者ノミニ任セテ置クノハ不安心デアリマス。医者ノ道ヲ知ラナケレバ唯医者ガ呑マセル薬ヲ呑ミ、医者ノ云フ事ニノミ随ツテ居テ、若シ発狂デモシタ医者ニ逢フタ時ハ何ウシマセウカ。医者ニ一々聞カナヒデモ大抵医者ノ心得ガアレバ、今日ノ如キ虎列刺病ノ流行ル時分モ一々医者ニ聞カンデモ、養生位ハ出来マセウ。

B　喩へば医学の如し。之を学び得て病人に接し処方を授るは開業医師の事なれども、凡そ人として自身の大切なるを知る者は、医業こそ本務にせざれども医学一通りの心得ハなかるべからず。近くは目下長崎のコレラ東漸の恐あるときに、病気の取扱ひハ医師の知る所なりとて、予防摂生都て無頓着にして漠然たるは智者の事にあらざるべし。而して其予防摂生は医学の範囲にして、平生その学の心得ある者にして始めて誤るなきを得べし。

⑦

A　是ト同ジデ法律ヲ学ンデ代言人ニナラナヒデモ、判事ニナラナヒデモ、法律ヲ知ツテ居レバ鳥渡医者デ申セバ病家ノモノガ満足デナクテハ却テ医者ガ困リ、又代言人デモ、頼ムヤツガ誠ニ粗末ナヤツデ訳ガ解ランデハ代言人モ困ルシ、訴ヘラレタ判事モ貴様ハ何ヲ訴ヘルノダト云ツテモ一向ニ解ラント云フヤツガ多クテハ困ルカラ、銘々自分デ法律ヲ心得テ居ナケレバナラン故、法律ヲ以テ身ヲ起シ家ヲ起スモノト思ハズ、政

府ノ役人カ多ヒカラ法律ヲ学ブコトハ止メヤウ、代言人ガ多クナルカラ、法律ハ止サウ。ソレハ丁度医者ガ多クテ病家ガナヒノト同ジデアルカラ医者ニナルコトハヨサウト云フ心ヲ起スニハ及ビマセン。法律ハ実ニ人間必須ノ学問デアルノミナラス最一ツ便利ノコトガアリマス。法律ハ鳥渡半分学ンデモソレダケノ役ニ立ツモノデ、一寸学ベバ一寸ダケノ役ニ立ツモノデアリマス。学問ニ依テハ半分デ役ニ立ヌモノガアリマス。譬ヘバ天文学ノ如キハ半文学ンダノデハ何ニモナリマセン。然ルニ半分学ヒデモ半分ダケ役ニ立チ、一日学ベバ一日ダケ役ニ立ツモノハ法律デアルカラ、何卒諸君ハコレカラ一生懸命ニナツテ勉強ナサヒマシ。少シモ事ノナヒノヲ憂フルニ及ビマセン。人間ノ身体ノアル以上ハ法律ガ入リマスカラ、是非学バナケレバナリマセン。

B　故に凡そ人として己れの権理の大切なるを知る者は、仮令へ判事代言人を職業とせざるも、法律一通りの心得はなかるべからず。若しも然らずして漠然たるは、生命よりも重き権理を守らずして、人事のコレラに向ひ、其予防摂生を忘る、者と云ふべし。医学に暗きの極度は自から病に罹りて容体を述るの法を知らず、法学に暗きの極度は自から曲を被りて其の不平を訴るの法を知らず。今日の人事に甚だ珍らしからぬ実例にして、医師も判事も代言人も、当局者の苦痛の在る所を推察するには甚だ苦しむと云ふ。法学を知らざるの不利は殆ど言ひ尽すべからず。実に人生必須の学問なれば、諸士が本校に入りて勉強するにも、各その身の有様もあるべきことなれば、必ずしも成業の上、官吏代言人と限らずして、後年一日、社会の表面に身を立るの時に当り、其所得の知見を百般の事業に適用して、以て一身を護り一家を護り、屹然たる独立の男子たらんことを冀望に堪へざるなり。

⑧

A　是デ祝詞ハ仕舞デスガ尚ホ一言申上タヒト云フノハ、諸君ハ孰レモ勉強ナサルデアラウ又教フル人モ深切ニ教ヘルデアラウカラ何ンデモ法律ハ深ク学ブガ宜シヒト云フノハ、昔シ封建時代ニハ刀剣ヲ抜ヒテ人ヲ切ル稽古ヲシタモノデ、其撃剣家ノ様子ヲ見ルニ少シバカリ学ンダヤツハ毎時デモ抜キタガリ、所謂生兵法デ無闇ニ市中ヘ出テ犬抔ヲ切リ、或ハ四ツ辻ヘ出テ人ヲアヤメタリスルモノガ在リマシタガ、能々ソレヲ探シテ見ルト極ク下手ナヤツデ、此間剣術ヲ初メタモノトカ又昔ハ士農工商ト分離テ居ツテ農工商ノ如キ刀ヲサスコトノ出来ナイヤツカ、先生ノ御蔭デ漸ク刀ヲサシタカラ珍ラシガツテ無闇ニ刀ヲ抜ヒテ始末ニ行キマセンデシタ。真実ノ撃剣家ハ決シテ抜キマセン。生涯刀ヲ抜カン人ガ多ヒ。サウ云フ人ハ抜ケバ必ス切リ損ナヒマセン。全体法律ノ切レルコトハ昔シノ武断政治ノ刀ヨリモ能ク切レルモノデ、今ノ社会デハ法律デ何ンデモ殺セマス。金持抔ヲ切ルノハ容易テアリマスガ其切レル刀ヲ使ウニハ深ク学ビ込ンデ矢鱈ニすつぱ抜ヲシテハ困リマス。すつぱ抜ヲスルモノハ止メテモ止ラン禁ジテモ禁シラレナヒノハ学ビ様ガ足リナヒノデアリマスカラ、法律ヲ学フモノモ深ク学ベバ深ク学ブ程抜ケナクナルカラ諸君ガ法律ヲ学フナラハ深ク学ンデすつぱ抜ヲシナヒ様ニシマセント代言人ニナルニモ名前カ悪クナリ、生兵法ハ大傷ノ基デアリマスカラ、法律ヲ学ブニモ深ク学ベバ側デすつぱ抜ヲシロト云ツテモ自分デ抜ケナクナリマスカラ、拙者ノ云フマデモナク勉強ハスルデアラウト思ヒマスガ、深ク勉強シテ行先ハ唯人間デ居サヘスレバ、ソレデ法律ハ役ニ立ツモノデアリマスカラ、何ンデモ諸君ハ深ク学バレンコトヲ望ミマス

B　但し尚終に一言すべきは、諸士が法律を学ぶに深く、之を学で容易に之を用るなきの一事なり。在昔封建武士の時代に、佩刀を抜いて犬を切る者は必ず近来剣を学で未熟なる若武者に限ると云ふ。蓋し真成の武人

ハ終身刀を抜かず、抜けば即ち必ず敵を切て誤らず。武辺の奥意なり。故に今の諸士もこの真成の武人を学び、法律を以て犬を切る勿れ。常に黙して法理を言はず、言へば則ち必ず法敵を斃して自家の権利栄誉を護るべきなり。其然ると然らざるとは唯学識の深浅に在るものなれば、諭吉は特に諸士の学問の深からんことを祈る者なり。

九月十九日に行われた開校式当日の速記による記録（A）は全文で約三、三〇〇字である。福沢の祝辞は、仮に一分間に三〇〇字程度の速さで演説したとすれば時間にして十数分ほどであったと思われる。これを収録した『明法志林』の刊行は十月一日である。開校式の三日後、九月二十二日発行の『時事新報』に「演説の大意」として掲載されたもの（B）は約二、二〇〇字である。約一、〇〇〇字分圧縮されていることになる。開校式は十九日の午後三時より行われている。開校式と（A）（B）それぞれの発表日時との時間的関係から見て、福沢が『時事新報』の刊行以前に何らかの方法で若林らによる速記記録に目を通していることは考えにくい。（A）（B）二つの原稿はそれぞれ独立に成立したものと考えられる。

両者を比較してみると、（A）（B）の文体は異なっているが、伝えられる趣旨は（A）（B）ともに寸分違わぬといってよいほどであり、また同じように順を追って話が展開していることが分かる。第四段落、第八段落のように、『時事新報』（B）に比べて速記記録（A）の字数がかなり多くなっているところでも、（B）にない話題が（A）で触れられているようなことはない。あくまでも（B）に示された骨組みを敷衍し、ことばを費やして丁寧に説明しているとみることが出来る。このことからすると、福沢の祝辞には予め草稿が用意されており、それに沿ってほぼ忠実に当日の挨拶がなされたこと、そしてその草稿がそのまま『時事新報』のた

めの原稿となったこと、さらに若林らの速記法が福沢の祝辞の論旨を伝える上でかなり確かなものであったことを想定してよいと考えられる。

福沢が予め演説の原稿を用意したということは、石河幹明が次のように伝えている。

先生の演説はかくの如く談話体にして自然に口を衝いて発するやうであるので、或は弁に任せて即座の思ひつきを述べられるのではないかと思はれるけれども、決してさうでなく、大抵の場合には草稿に就て述べられる其草稿は、新聞雑誌の論説として掲載せらるゝを例とし、しかも其草稿は文語体で書かれてあるが、これを読んで見ると文字も口調も演説とさまで変りなく、ただ口語が文語となつてゐるのみで、自から言文一致の妙が見られるのである。[8]

ここに石河が指摘していることは、英吉利法律学校開校式の祝辞の場合にも、そのまま現れているといってよい。また、福沢諭吉が岡本貞烋に宛てた明治十三年二月八日付の次の書簡がある。[9]『交詢雑誌』の原稿として四屋純三郎に渡した演説草稿に訂正箇所があるので、すぐには掲載せずそのまま留め置くよう依頼したものである。

昨夕演説之手扣ハ、四屋氏ゟ相渡置候得共、右ハ雑誌二号ニ出ス積リニあらず。且草稿之中ニ、一、二文字改度処も有之、何れ一両日中出社いたし候間、先ツ其儘御預り置被下候様、御取計奉願候。頓首。

二月八日

四屋は『交詢雑誌』の編集主任格であった人物である。また岡本は交詢社の事務責任者であった。福沢の演説は二月七日に築地の寿美屋において行われたもので、会合は前月二十五日に行われた交詢社発会式のあとで、創立委員や常議員有志の親睦友誼をはかるための集まりであった。ここでも演説の草稿が事前に用意されており、それがそのまま雑誌に掲載されるものとして執筆されていたことが分かる。なお、この演説草稿は『交詢雑誌』第三号に「明治十三年二月七日東京築地寿美屋ニ於テ演説」と題して掲載されている。[10]

（A）（B）二つのテキストについて、さらに比較して見よう。祝辞第一段落（B）に、「国中無数の法律家を養成いたし度き諭吉の所望」云々とある。（A）では、「法律ヲ教フル所ガ多ケレバ多キダケ芽出タクツテ祝サナヒデハ居ラレナヒト申ス訳ヲお話シ申マス」となっている。第三段落（B）の「満座の少年諸士」は、（A）では「ココニお出ナサルお方」である。そして（B）「諸士の身の行末は何とせらるゝ積りなるや」は、（A）「其人々ガ是カラ何ウスルカト云フ一ツノ疑問ガ起リマス」である。式典出席者中の過半を占めたであろう聞き手としての学生に対して、話者としての福沢の問いかけのメッセージが平易な言葉遣いで巧みに送り出されている。最終の第八段落（A）でも、「是デ祝詞ハ仕舞デスガ」とあり、ここでも、話の先を予測させて聞き手を自然に引きつけておいて、実際には全八段落のうちで最も長い語りになっている。「近来剣を学で未熟なる若武者」（B）になりかねない法学生たちに、（A）に於いて、「少シバカリ学ンダヤツ」「極ク下手ナヤツ」は「矢鱈ニすつぱ抜」をして困る、「真実ノ撃剣家」は決して抜かない、「深ク学ンデすつぱ抜ヲシナヒ様ニ」と戒めている。開校式典という場にあってはいささか乱暴な言葉遣いではあるが、聞き手の理解を容易にする話になったのではなかろうか。

第七、八段落の（B）に見える「己の権理」「重き権理」「自家の権理」については、（A）には直接に対応することばが見えない。（A）（B）二つのテキストについて注目すべき点である。滅多に抜いてはいけない鋭い刀としての法律を学ばねばならないという表現の裏側に、そのことの意味が込められているのであろうが、この演説のキーワードのひとつともいうべき「権理」の語が社説（B）にのみあって、速記記録（A）には見られないだけでなく、その概念ないし語義について、法律によって守られるものがあるという間接的な説明に止まって、より具体的に踏み込み、解きほぐして話すことをしていないのである。

のちに「権利」として一般に訳語が定着するまで、福沢自身もこの訳語の選定に苦心して、「権理」「通義」「権理通義」「権義」などさまざまな語を使用している。『西洋事情』初篇巻之二において、アメリカの独立宣言の一節を、「天の人を生ずるは億兆皆同一轍にて、之に附与するに動かす可からざるの通義を以てす。即ち其通義とは人の自から生命を保し自由を求め幸福を祈るの類にて、他より之を如何ともす可らざるものなり。人間に政府を立る所以は、此通義を固くするための趣旨にて、政府たらんものは其臣民に満足を得せしめ初て真に権威あると云ふべし」と訳している。[11] また、同書二篇巻之一の「例言」でも、「洋書を翻訳するに臨み、或は妥当の訳字なくして訳者の困却すること常に少なからず。譬へば訳書中に往々自由（原語「リベルチ」）通義（原語「ライト」）の字を用ひたること多しと雖ども、実は是等の訳字を以て原意を尽すに足らず。就中、此篇の巻首には専ら自由通義の議論を記したるものなれば、特に先づ此二字の義を註解して訳書を読む者の便覧に供すること左の如し」として、まず第一に「リベルチ」の意を説き、続いて「ライト」について次のように述べている。

第二　「ライト」とは元来正直の義なり。漢人の訳にも正の字を用ひ、或は非の字に反して是非と対用せ

しもあり。正理に従て人間の職分を勤め邪曲なきの趣意なり。

又此字義より転じて、求む可き理と云ふ義に用ることあり。漢訳に達義、通義等の字を用ひたれども、詳に解し難し。元来求む可き理とは、催促する筈、又は求ても当然のことと云ふ義なり。譬へば至当の職分なくして求む可きの通義なしと云ふ語あり。即ち己が身に為す可き事をば為さずして他人へ向ひ求め催促する筈はなしと云ふ義なり。

又事を為す可き権と云ふ義あり。即ち罪人を取押るは市中廻方（まはりかた）の権なり。

又当然に所持する筈のことと云ふ義あり。即ち私有の通義と云へば、私有の物を所持する筈の通義と云ふことなり。理外の物に対しては我通義なしとは、道理に叶はぬ物を取る筈はなしと云ふ義なり。人生の自由は其通義なりとは、人は生ながら独立不羈にして、束縛を被るの由縁なく、自由自在なる可き筈の道理を持つと云ふことなり。[12]

また、本文の冒頭においても改めて「人間の通義」の一章を立てて詳述している。「権利」を意味すると同時に「正義」や「法」の意を併せ持っているという、ヨーロッパ諸言語におけるright（英）、regt（蘭）、droit（仏）、Recht（独）などの多義的な語に対応する的確な訳語として、日本語のこれらの訳語が十分に成熟していないことに配慮して、開校式の祝辞において福沢はあえて話しことばとしては詳しい説明を避けたのであろうか。[13]「法律の文字」と題する明治二十二年八月一日付『時事新報』に掲載された論説において福沢は次のように述べている。

顧ふに古来我日本は鎖国にして、世界の交通を絶ち、支那より外に思想を持込むものとてはなく、随て言語文字も和漢に限りたりしが、三十年前国を開いて西洋と交際を始むるに当り、彼の言語を解し彼の文字を翻訳するの必要に迫りたれども、茲に不都合なるは思想の相異にして彼我互に恰当せざる所より、往々訳して訳す可らざるもの多く、当時の翻訳者は別して大に之に困りたりと云ふ。例へばRight即ち権利の如きも、今日にありては殆んど何人にも通用する様なれども、此普通の文字は三十年前になかりしが故に、Rightを何と訳して然るべきや、古来武士の一分と申す其一分の字義は稍やこれに近きものなれども、武士より以下百姓乃至乞丐（きつかい）などに至ては所謂一分なるものあるを聞かず、遂に何人か権利と云へる新字を作り出して之に当嵌めたるよし。其他義務、主義、社会、干渉、代言、版権等、何れも翻訳者を困却せしめて、数年の間、読む者をして了解に苦ましめ、近年に至りて纔に通用するを得たることなれども、西洋の文字にして日本人の脳髄に入りたるものは極めて少なく、昨今の訳書とても相替はらず渋難詰屈にして意味の容易に移らざるは、皆是れ、以上の理由に非ざるはなし。[14]

「三田演説会規則」のうちに、「議論ノ言葉ハ都テ明白ヲ主トス。横文ヲ読ム者ト雖トモ慢ニ原語ヲ用ユルヲ許サズ。若シ止ヲ得ズシテコレヲ用ルトキハ言ノ間ニコレヲ解キ、俗間無学ノ人ニモ解シ易カラシム可シ」（式目第十六）という一項がある。[15] 演説の際にみだりに原語を使ってはならない。もし使わざるを得ないときには、無学の人にも理解しやすいように十分な説明をしなければならないという。この場合、原語とは主として英語をいうのであろうが、『学問のすゝめ』第十七編にも、努めて平易な言葉で話をすべきだという具体的な主張がある。教師が訳書の講義をする際に、たとえば「円き水晶の玉」とあるのを分かり切ったこととし

て、「唯むづかしき顔」をして子供を睨み付け「円き水晶の玉」というばかりではだめであって、「円きとは角の取れて団子の様なと云ふこと、水晶とは山から掘出す硝子の様な物で甲州なぞから幾らも出ます、此水晶で拵へたごろ〳〵する団子の様な玉」と解き聞かせればよいというのである。そして、「或は書生が日本の言語は不便利にして文章も演説も出来ぬゆへ、英語を使ひ英文を用るなぞと、取るにも足らぬ馬鹿を云ふ者あり。按ずるに此書生は日本に生れて未だ十分に日本語を用ひたることなき男ならん。国の言葉は其国に事物の繁多なる割合に従て次第に増加し、毫も不自由なき筈のものなり。何はさてをき今の日本人は今の日本語を巧に用ひて弁舌の上達せんことを勉む可きなり」といい、「用ひて不自由なき言葉を用ひずして不自由するは、必竟演説を学ばざるの罪なり」と述べている。[16]「日常語」を駆使して自ら思うところを相手に伝える方法としての演説の法を身につけなければならないというのである。英吉利法律学校開校式における福沢の祝辞は、そのような福沢の主張を具体的に実践するものとなったといってよい。ただ、この時点で、「権理」あるいは「通義」ということばをめぐって、福沢の話しことばと書きことばの間にある間隙が埋められていなかったことに留意しなければならないであろう。

三　第三八五回三田演説会における演説

（一）最後の演説

明治三十一年九月二十四日に開催された第三八五回三田演説会に於いて、福沢は「法律と時勢」と題する演

説をしている。この演説については、「法律の事」と題する福沢自筆の草稿と、[17]『慶應義塾学報』第八号に掲載された演説記録が残されている。[18]前者は、全文約六〇〇字ほどの短い覚書ともいうべきもの、後者は約四、三〇〇字の速記記録と考えられるものである。演説会直後の九月二十六日に福沢は脳溢血で倒れている。この時には幸いに再起したが、以後、福沢は再び演壇に立つことはなかったので、これは福沢の生涯最後の演説であったことになる。『慶應義塾学報』第八号の刊行日は十月十日である。したがって、この演説記録の公表にあたって、福沢自身が目を通したり手を入れたりしたことはないと考えられる。速記者ないし編集者による補訂の要素も考慮しなければならないが、福沢の演説の実際がかなりそのままに伝えられているであろうという点では貴重な記録となったということが出来る。

「三田演説会記録」第四号によれば、この日の福沢の演題は「法律ニ就テ」と記載されている。さらに福沢桃介「商国論」、林毅陸「社会教育」、鎌田栄吉「ハビツトヲブレギユラーライフ」の演説があったことが示されている。開会時間が記載されていないが、この前後の演説会の場合と同じく午後七時であったと思われる。[19]この時の演説会については、明治三十一年五月に普通部に入学した高橋誠一郎が、後年昭和七年十一月九日に開催された福沢先生研究会に於いて次のように振り返っている。高橋の参照した記録は何か未詳であるが、「三田演説会記録」とは別のものであったようで、演説者の演題が若干異なることや、「少年喫飯の害」云々といった「三田演説会記録」には記されていない演説の具体的な内容を伝えている。

私の入学致しましたのは明治三十一年のことでありまして、私は先生の三田演説会に於ける最後の講演を拝聴することが出来たのであります。是れが明治三十一年の九月二十四日のことであります。記録に拠

りまするが、此の日は雨天であつたと記されて居ります。私の記憶は少しぼんやりして居りまするが、其の時先生の前に福沢桃介氏が「商閥論」と云ふ講演をして居られます。其の次には当時普通部の先生をして居られた林毅陸氏が「社会的教育」と云ふ演題に就いて述べて居られます。それから第三席が鎌田栄吉先生、是れは記録に「日本人の時間を違へるの弊を述べ、大に塾生に時間のパンクチュアリテーを守るべきことを勧め、且つ少年喫飯の害をも述べて大に警告す」と記されてゐます。「時間のパンクチュアリテーを守るべきことを勧め」は分つて居りますが、「少年喫飯の害」と云ふのは何かの誤字であらうかと思ひますが能く分りませぬ。幾ら少年でも飯を食つて害ありと云ふ訳はないのであります。恐らくは、「喫飲」と云ふ文字の誤りではないかと思います。詰り煙草を吸つたり酒を飲んだりしてはならぬと云ふことを言つて居られるのではないかと思ひます。それから其の後に福沢先生が立たれまして、「法律と時勢」と云ふ演題に就いて述べて居られるのであります。此の速記録も今日伝はつて居りますが、本題に入る前に、一両日前から病気であつた令息福沢捨次郎氏が愈々赤痢と診断せられ、愛宕下町の伝染病研究所に入院せられたことを述べ、それが為に自分の出講の時間が少し遅れたと云ふ前置があり、又長々と捨次郎氏の不摂生、親不孝を詰つて居られました。此の前置は大分長いものでありましたが、これは速記録には残つて居りませぬ。[20]

福沢は次男捨次郎の病状について、九月二十二日の夜中の発病から二十六日の福沢自身の発病直前まで、簡単な心覚えではあるが日を追った記録を残している。捨次郎の入院は演説会当日の二十四日午後のことであった。同日の記事は次の通りである。

廿四日　午後腹痛を発す。北里氏の診察を乞ひ真症赤痢と断じ、依て伝染病研究所へ入院。療法は、第一カロメル下剤を与へ、次で灌腸を行ひ、其跡にて硝酸ビス〔ミ〕ュットを与ふる趣向なりと、午後四時半の頃、北里氏来訪して詳に語り、尚誰か相談立会医に説なきやと云ふに付、疑はしき病症にあらず、唯治療の実験に富む人を頼みたし、故に立会とあれば松山氏を煩はしたしと申し、北里氏も同意にて去る。同夜松山氏も来る。[21]

数時間後に演説会を控えたその日の午後四時半頃に、北里の来訪を受けて病状の報告を聞き、立会医師として松山棟庵を依頼している。身辺きわめて慌ただしい中での演説会への出席だったことになる。前置きが長かったということも肯けるところである。また、この日の夕方の来訪者は北里だけではなかった。法律科教員の神戸寅次郎が教員人事についての相談のため福沢を訪ね、その後、演説会に出向く福沢に同道しているのである。昭和九年に行われた福沢生誕百年を記念する講演会で、神戸はこの日のことを回顧して次のように述べている。

明治も三十年〔ママ〕といふ頃、ある日、法律科の教授傭聘の件について先生に御面会を願ふの必要が起つた。其の日の夕方、余は例の様に、先生を御訪問申上げると、快く何時もの如くにこ〳〵として御会ひ下さつた。それからその必要の事を委しく申上げると、早速色々と御高見を頂いたのみならず、法律科の将来について、極めて重要なる事柄（是れは制度の実質に関してゐて種々複雑してをるから茲には述べず、他の

機会に譲ること、する）を御洩らし下さつた。余は、大いに悦んで御暇をしようとしたところ、丁度、其晩は、先生の御演説のある日に当り（其の時分、先生は月に二回づゝ必ず御演説を為される例になつてをつた）而も其の晩は法律に関する御話があるといふことであつたから「先生はもう直きに演説館へ御出になりますか」と御伺ひすると、「もう程無く出かける」との御言葉であつたので余は、先生の御支度の出来る間、御待ち申してゐた。先生は其頃夜分山上を御歩きになる必要のあつた時はいつもブラ提灯を御用ゐになられる例であつたが、余はその提灯をぶら下げて先生の御供をして演説館へ御同道申し上げた（此演説館といふのは、今稲荷山にある明治八年頃に建てられたといふあの旧ホールの事であるが、其頃は今の塾監局の北端あたりの位置にあつたように思はれる。而して三田演説会は其頃先生の御演説の前に学生一二人と卒業して既に社会に出て居られる先輩二三人都合四五人位が其前座をやらして頂くことになつてをつた）さて演説館に着いて見ると弁士の控へ室には前座を勤める弁士が来てをつて演説はもう始まつてをつた。追々と時刻が移つていよ〳〵最後に先生の御演説を為さるゝ順番となつた。

先生は例のように笑顔を以て演壇に歩を進められた。そこでテーブルの前に立たれると、懐中から、白紙を取り出し、幾重にも之を折られ、やがて、ある一端をちよいと千切つて、其の紙を拡げられると、丁度、真中に円るい穴が出来てゐて、其穴をランプのホヤに当てゝ被ぶせられた。

かくて先生は、直射する光線を避けつゝ、微笑を以て先づ一応満場を見渡され、両足を少し踏み拡げ気味にして直立され、両腕をやゝ高めに組まれて、丁度今の大ホールの演壇の上に掲げてあるあの御肖像其儘の御様子で、緩やかに説き始められるのであつた。

同日は、「法律と時勢」といふ題で、時勢の変遷に依り、今日は、昔と異なり、法律学を学ぶといふこ

とは、必要欠くべからざるものとなつたと云へる趣旨を説かれるのであつたが、何時も先生の御演説は、大抵一時間内外であるのに其夜に限り、一時間と約五十分程もかゝつて右の趣旨を力説高調されたのである。先生は別に身振りとか、手真似とかいふような動作はなさらないで、只諄々と談話的で説かれるのであつたが、其裡に時に所謂寸鉄人を刺すといふような警句も出れば、又、人の頤を解くといふような諧謔も出て、高尚な学理も、複雑微妙の思想も、極めて平易に而も種々なる比喩を以て、如何にも、面白く表現されるのであつた。[22]

神戸が提灯を提げて、義塾構内の福沢宅から演説館へ福沢に同道したこと、演壇に立った福沢がまず、ランプの直射光線を避けるための工作をしたこと、そして胸高に両腕を組んで話を始めたことなど福沢の演説の姿がきわめて具体的に描写されている。[23] いつもは一時間程度であった福沢の演説がこの日に限り「一時間と約五十分程」もかかったという。高橋の伝えている、長い前置きを含むものであろう。先にも記したように『慶應義塾学報』に掲載された演説記録は約四、三〇〇字である。ここに翻刻された限りの分量での本論が、仮に一分間に二〇〇～三〇〇字程度の速さで話されたとすると、所要時間は十五分～三十分程度ということになる。また一方で、演説の本論が仮に「一時間と約五十分ほど」の半分であったとすると残された四、三〇〇字の分量はかなり少ない。ただ演説記録が、速記者ないし編集者によって整えられまた圧縮されていたとしても、記録自体にはあまり不自然さはなく極端に短縮されているとは考えられない。推測が重なることになるが、福沢の演説はかなりゆっくりとした口調で進んだものと思われる。

（二）草稿と速記記録

ここで、福沢自筆の草稿「法律の事」（A）と、『慶應義塾学報』に掲載された記録（B）について検討してみよう。（A）の原文に句読点はない。（B）の原文には読点が打たれて、振り仮名が施されている。ともに論旨の展開によって六段階（①～⑥）に区分することが出来るが（A）（B）を対比すると次の通りとなる。

①

A　法律を学ぶと云へば直ニ法官たり弁護士たるが為めなりと思ふ者もあらんかなれども是れが大なる誤なり

B　偖今日演説しやうと思ふことは法律の話だが、皆法律を研究するやうにしたいと云ふので、何も法律に限つてやれと云ふ訳ではないが、法律を学ぶのは今日の得策ではないかと思ふから其法律のことを御話するが、此塾にも法律科もあり文学科もある、ドレも必要のものであるが、聞く所に依れば法律を学ぶ方が少ないと云ふことである、私は大変多からうと思つて居たのに少ないと云ふは何の訳であらうか、私の法律を学べと云ふのは、直ぐに法官になれ検事になれ弁護士になれと云ふ、斯う云ふばかりの積りじやないので、決してソレばかりの趣意で法律は学ぶべきものでない、

②

A　在昔専制の封建時代にハ君主の思即ち長上一個人の心手〔ママ〕を以て民を治めしことなれバ特ニ法律書とてもなく

B　昔封建の時代、専制の世の中にハ君主と云ふものがあつて、即ち君主と云ふものがあつて此長上の人一人の手心で以て民を治めると云ふ訳で、長上一己人の手心を以て民を治めたものだから、特に法律と云ふものはありはしない、何も書物がある訳でもない、

③

A　稀ニ或ハ似寄りのものありても恰も官辺の秘書にして人民ハ之を知らず仮令ひ之を知りても其法律を楯にして官吏と争ふことは叶はず故ニ民間ニ法律を学ぶなどハ存じ寄らぬことにて

B　或はソレに似よりの物が求めたらあるかも知れないが、則ち御大法百ケ條とか又北條の時の式目十七ケ條とか云ふやうな法律に似よりのものもあつた、併し仮令さう云ふものがあつても是は官辺の秘書だ、御大法百ヶ條と云ふて書物屋を尋ねて買はうと思つてもありはしない、唯何かの手蔓で民間に有ることはあるけれども、兎に角皆写本で官辺の秘書として人民は知らない筈のものである又仮令其時に御大法百ケ條を知て居つてもソレを楯にして裁判所に出て争ふことは出来ない此裁判は間違つて居る、御大法百ケ條にかう云ふことがあると言ふてもソレは決して採上げはしない、迚も役人と争ふことは出来ない、ソレだから到底学んでも役には立たない、法律を学ぶと云ふやうなことは存じも寄らぬ話であるから、法律を学ぶと云ふ者もなければ、総てに法律の思想と云ふものがない、是れは決して昔の話ではない、私共が若い時でも法律学と云ふのは、是れはオカシイじやないか、法律の学問とは何を言ふのかしら、法律を学ぶと云ふのは一体どう云ふ訳であらうか、法律は役人の知て居るべきもので、民間の者が之を学ぶと云ふのはオカシイと思つて居た

（笑声起る）

④

A　随て其思想もなく人間万事利害得喪運を天ニ任せるでハなく生殺与奪を君主一人の手心ニ任せて世を渡りしことなるに我国開国以来殊ニ王政維新の初より政体こゝニ一変して法律の世の中となり云々（幾度か改正遂ニ商法民法の発行ニ至る）

B　ソコで法律の思想が無いから人間の万事が運を天に任すことになる、生殺与奪の権は君主に委したものであるから、物を貰へば有難い、之を取られゝば不幸、此の首も幸に繋いであるので之れは君主の御蔭であると云ふ漠たる話であつた、所が日本も四十年前までは其通りであつたけれども王政維新と云ふことになつて、政体が変つて今日は最早法律の世の中となつた、

⑤

A　扨今日となれバ吏界ハ勿論商売工業法律を知らざれバ共ニ語るニ足らず否な法律の思想なけれバ家計を処理し家ニ居ることも叶はず知らぬ間ニ金を失ひ田地屋敷を取られ甚だしきハ親兄弟を失ひ妻を取られ子を取られて狼狽するのみか浮気な男ハ金を出して買た妾ニ肱鉄砲を喰せられてマダ其上ニ金を捏取られ一寸の洒落ニ夫婦約束した鼻紙の書付が物を言ふて法庭に呼出

B―1　法律の世の中となつたのは御大法百ケ條が御廃めになつて新律綱領と云ふものが出来始り、又変つた〳〵と段々変つて来て、当今では商法だの民法だのと云ふものが出来て、誠に細かいもので千何百ケ條と云ふ大変なものが出来て仕舞つた、ソコで斯う云ふやうに法律が大変出て来て昔の人の夢にも見ないこと、夢にも見ない法律学と云ふのはオカシかつたと言へば、今日では其オカシかつ〔た〕と言ふ方がオカシイやう

に思はれる（笑声起る）今と昔とは何とも云ひやうのない程相違して居る、

B―2　今日の世になつて見ると政府の役人になるにも商売をするにも工業をするにも一切万事法律を知らなければ話が出来ない、法律の考のない奴は何としても話が出来ない、アノ会社はどんなものだか、アノ株式はどう云う有様だか、貸金借金がどうであるか、又相続婚姻、何もかも法律に係らないものはない、一事一物、法律づくめである、早い話がこんな約束をしたと云ふて弁護士に見せると、其中に一字か二字有ると無いで約束が間違つて居つたと云ふやうなことで、中々素人では分らないことになつて来たと云ふ今日の有様であります、ソコで法律の考が無ければ自分の家の始末をすることが出来ない、商売をすることが出来ない、然らば家に居て何もせずに居れば宜しいかと云へば、安じて家に居ることも出来ない、何となれば知らぬ間に何時の間にやら金が無くなる、何時の間にやら田地も屋敷も他人に取られて仕舞うと云ふやうなことが起る、罪もないに先祖代々持伝へた財産は何時の間にか無くなつて仕舞つたと云ふことが起る、甚だしきに至ると親兄弟の間でも、親であると思ふて居つても戸籍面を調べて見ると親ではない、『親の届けやうが悪るいのだから罰金を出さなければアノ人の子にはなれぬ』と云ふやうな訳になる、又知らぬ間におかみさんを取られて仕舞ふ、永年連添つて子供も出来て居る、ダガどうも戸籍面にはさうなつて居らないから『お前の妻ではない』妻〔が〕死んで葬ひをする時にも『妻とは言はれないから親類とか同居人とか何とかなさらなければなるまい』『イヤ〳〵家内に相違ない』と云つてもさうはいかない、親も失ひ子も失ひ妻も失ふと云ふやうなことが、今でも随分間違つてマゴ〳〵して居る者が幾らもある是れは法律の考が無いからソンな間抜けた事が幾らも起るのであります、少し諸君の前では言ひにくいやうな話だが、金を出して抱へた妾の如きも忽ち妾に肱鉄砲を喰はされて、妾だと言へば、ソンな失敬なことを言ふなと剣突を喰ひ、威張り出

されてからに金を出した上にアヤまらなければならぬと云ふやうなことが必ず起りませう、世間に随分あるやうになる、或は又夫婦約束と云ふやうなことがあるが、此約束をしたと言つても、チヨト洒落に書いたので、鼻紙に取換せた起証誓紙は役に立たぬとか、又法律を知らない為に肱鉄砲を喰はされた上に金を遣つてアヤまらなければならぬと云ふやうな事が起る、法律を知らないと不品行もすることが出来ない、法律を知らなければ道楽も出来ないと云ふことになる、是れが事実で、間違のない話、夫れから又家に居るにも、商売をしない人でも法律を知らなければならぬと云ふのは、啻に男子が法律を知らなければならぬのみならず、婦人も知らなければならない、家を持て一家の主人となつた日には、女でも法律の思想と云ふものがなければならぬ、是れは明々白々争ふべからざることだ、

⑥

A　されバ青年書生が地位を求るニ法律を学ばざれバ物の用を為さず否な直ニ法律を仕事ニするも今正ニ好時節なり即ち右の如く取立たる法ニ係ることにして世ニ法を知る者少し云〻

B―1　ソコで私が青年諸氏の為に計るに、此若い人達が仕事が無い、卒業をしても仕事が無くつてどうしたら宜いか分らぬと心配をする人もあらう、財産の豊かな人は宜しいが、ヤツトコセイ修業をして卒業したと云ふやうな人は、翌日からどうしても銭を取らなければならぬと云ふやうなことが起つて来やう、仕事を求めると云ふのも苦労の一つだ、総て軍事（いくさ）の流行る時には武人になるが宜い、歌が流行る時には三十一文字を研究するが宜い、剣術の流行る時は剣術を学ぶが一番売れ口が早い、若い者は売れ口の早い方に取つて掛るが宜いではないかと私は思ふ、

B―2　ソコで今日法律を学ばなければ共に語るに足らないと云ふ程になつて居る世の中、之を学ばなければ家に安んじて居ることも出来ぬと云ふ位の今日、此世の中に立つにはどうしても弁護士でなくても裁判官でなくても、法律を知らなければ世の中に立つことは出来ない、無言で居れば宜からうと思ふが無言で居てもいけないイツか知らぬ間(ま)におかみさんを取られて仕舞ふ、親も子も取られて仕舞ふと云ふやうな世の中になつて来て、どうしても法律を知らなければならぬと云ふ世の中であるのに、世間の人が法律の思想の無いこそ面白いじゃないか、

B―3　ソコで法律を知つて居るから、其人の代人をして相談相手になつてやらうと云ふのが弁護士、之を裁断(さばい)てやらうと云ふのが裁判官、ソコで私が今世間で法律のことを考へず其思想が無くして漠然として居ると云ふ証拠を言へば、民法の発布以来マダ二三ケ月にもならないが、此間アノ民法の家族編、其中に離婚の訴を起し得る箇條が二十ケ條ばかりあるが、訴へた者は殆ど無い、阿波の徳島に一人、東京に一人、前後でタツタ二人出たよ、亭主が乱暴をして仕方がないから離縁をしやうと言ふ、一方ではイヤだと言ふ、然らば則ちと言つて法庭に訴へたのが今日まで二人しかない、日本全国の広き、亭主が飲んだくれて暴れて、嚊アが困りぬいて居るのは二つや二十ではありますまい、二千も二万も必ずあるに違ひないが、是等はマダ法律のあるを知らないのだ、是れが法律思想の無いと云ふ証拠、此の法律が出て居るのに日本全国大層の夫婦で居ながら、亭主に毎日ドヤされて居る所の嚊アが二人とはどうだ、誠に漠然としたことで、煩つても薬を飲むことを知らぬのである世間には医者があると云ふことを知らぬのだ、其医者は誰だと云へば法律家、法律を知つて居る者が法庭に出で往く、之れを世間に拡め、世間の人をして法律の思想を起さしめるのも矢張り先にやる奴が家を成すと云ふことの緒(いとぐち)になるので、是れは極り切つたことであるが、ソレを何故やらない

か、訳のないことで二三年も勉強すれば雑作もない、裁判官も宜しいし弁護士も宜しい、大層な病人もあることで、法律に訴へる病人は恰も流行病と同じく幾らあるか分らない程であるから、若い者の身を立て家を立てる為に学ぶには法律が一番必要であらうと思ふ、能く考へて御覧なさい、仮令さう云ふ詳しいことをしないでも、極く柔順しくして居れば宜いやうにも思ふが、さうすると田地が何時の間にか無くなつた、アノ財産が無くなつた、金を貸してあるに違ひないが法律の上に於てどうもコチラで思ふやうにはいかぬ『お前さんの約束のしやうが悪るかつたのだから諦めなさい』と云ふことになる、昔は君主一人の手心で仔方がない『諦めなさい』と云ふことであつたが、今日では『お前さんが間抜であつたから馬鹿であつたから、法律を知らなかつたから諦めなさい』と云ふことになる、お父ッさんも女房もなくなつた『これもお前が手抜であつたから諦めなさい』と云ふことになる、

B－4　故に今後法律を知らない位馬鹿な目に逢ふものはないと思ふ、皆さんもどうか法律を十分に御学びになるやうにしたい、弁護士、裁判官になる為ばかりでない、一般の人が法律を知つて居らなければならぬと云ふ、ソレ丈けの御話であります、（拍手喝采）

（A）（B）二つのテキストを対比してみると二、三の特色が見られる。

第一に、すでにみた英吉利法律学校での祝辞の場合と同じように、全体の流れとしては予め用意された構想にほぼ忠実にしたがって話が進められていることである。草稿（A）は、演説の記録（B）に比べて七分の一ほどの短いものであるが、第四段落までは（A）（B）の字数がほぼ対応しているのに対して、第五、第六段落の（B）がかなり長くなっている。英吉利法律学校の場合とは違って、おそらく聴衆の大部分は塾生たちで

あって、いわば内輪の会合としての気安さもあったかも知れない。演説は身近なきわめて具体的な事例を次々に取り上げてかなり自由奔放に展開し、草稿の骨組みを十二分に敷衍しふくらませている。しかしまた、かなり大胆なレトリックを駆使した話は脱線しているかのように見えて、実際には草稿の基本的な枠組みを全く逸脱していないのである。

第二に、演説の趣旨は法律を学ぶことの必要を説くものであるが、そのことについて、福沢が塾生たちに対してきわめて率直な語り口で話しかけていることである。たとえば第三段落の末尾に、「私共が若い時でも法律学と云ふのは、是れはオカシイじやないか、法律の学問とは何を言ふのかしら、法律を学ぶと云ふのは一体どう云ふ訳であらうか、法律は役人の知て居るべきもので、民間の者が之を学ぶと云ふのはオカシイと思つて居た」などとある。当の福沢自身にしても若い時にはそんなことには思いも及ばなかったと述べているように、話者と聴衆との距離を全く感じさせない話しぶりが随所にみられるのである。

第三に、「亭主が飲んだくれて暴れて、嚊アが困りぬいて居る」などとあるように相当に乱暴なことば遣いであるが、日常語、俗語を駆使していることである。しかもそれらのことばを畳み込むように次々に繰り出している。たとえば第五段落に、「御大法百ケ條が御廃めになつて新律綱領と云ふものが出来始り、又変つた〳〵と段々変つて来て、当今では商法だの民法だのと云ふものが出来て、誠に細かいもので千何百ケ條と云ふ大変なものが出来て仕舞つた、ソコで斯う云ふやうに法律が大変出て来て、昔の人の夢にも見ないこと、夢にも見ない法律学と言ふのはオカシかつたと言へば、今日では其オカシかつ〔た〕と言ふ方がオカシイやうに思はれる」など、同じことばが重ねられている箇所が随所に見られる。先に一部を紹介した高橋誠一郎の回想でも、「『法律と時勢』に就いての先生の議論と云ふものは、極く単純なものでありまして、唯だ常識的の見地か

ら法律研究の必要を説いて居られたのであります。只今千葉亀雄さんから先生の文章に就いてのお話がございましたが、千葉さんの仰しやる通り先生の文章は洵に名文でありまするが、先生晩年の講演の速記録を見ますると実に乱暴な言葉の連続であることに驚かされるのであります。随分無駄も多い。能くも斯う饒舌を振はれたものであると思はれるのであります」と述べられている。たしかに、文字にしてみるとやや平板な繰り返しで無駄が多いともいえるが、むしろ実際はテンポ良く語りかける口調となって、聞き手の理解を助ける効果をあげていたように思われるのである。

四　むすび

福沢の「演説」について、それがどのように準備されまたどのように行われたのかについて、二つの事例を軸として検討してきた。

前稿にみた事例をあわせて三例は、それぞれに初期の演説法の模索時代から、速記術の実用化によって演説記録が残されるようになった時代を経て、さらに晩年の三田演説会での話に至るまで、その実際は一様ではない。聴衆についてみても、第一の前稿の事例は演説法の確立に向けた試行の過程におけるいわば同志十数人程度の内輪の集会であったと考えられるし、第二の事例は英吉利法律学校の開校祝賀式典での賓客と学生を聞き手とする機会であった。第三の場合は慶應義塾構内の演説館という身近な場所での塾生を主要な聴衆とする演説であった。しかし、いずれの場合にも、日常語や時にはかなり卑俗な言葉をふんだんに使った、演説者と聴衆の間に距離を置かない話であったこと、また演説のための草稿が予め用意されており、とくに実際の演説記録も残された二例では、演説が草稿の枠組みをはずさない話となっていたことが確認出来るということにも注

目したい。

演説者と聴衆が、話しことばを媒介として知的な言語空間を共有し、新たな知識と思想を構築するための「演説」という方法が、このようにして啓蒙思想家・教育者としての福沢の実践の中に創り上げられていったのである。ただ、書きことばとして示された「権理」「通義」の語が、話しことばでは直接には触れられていなかったことに見るように、福沢の草稿（書きことば）と演説（話しことば）は全く同一のものではない。それぞれの伝えるメッセージが読者ないし聴衆にどのように届いたのか、果たして福沢の意図通りに伝達されたのかという問題についてはなお検討すべき課題を残していると考える。

注

（1）松崎欣一「福沢諭吉の演説―明治七年六月七日肥田昭作宅演説―」（『福澤諭吉年鑑』30、二〇〇三）

（2）『明法志林』第十冊百五号、四一九～四六八頁。

（3）松崎欣一『三田演説会と慶應義塾系演説会』（慶應義塾福澤研究センター叢書、一九九八）第Ⅱ章参照。

（4）福岡隆『日本速記事始―田鎖鋼紀の生涯―』岩波書店、一九七八。

（5）藤倉明『ことばの写真をとれ―日本最初の速記者若林玵蔵伝―』さきたま出版会、一九八二。

（6）谷川恵一「声のゆくえ」（『言葉のゆくえ―明治二〇年代の文学―』平凡社、一九九三）。後藤孝夫「二つの公判傍聴筆記」上・下（『日本史研究』133・134、一九七三・一、二）。

（7）『時事新報』明治十八年九月二十二日付。

（8）『福澤諭吉傳』第四巻、五六一頁。

（9）『福澤諭吉書簡集』第二巻、書簡番号四三五。

（10）『福澤諭吉全集』第十九巻、六六二～六六四頁。

（11）『福澤諭吉全集』第一巻、三二三頁。

(12)『福澤諭吉全集』第一巻、四八七～四八八頁。
(13)岩谷十郎「法文化の翻訳者―ことばと法と福沢諭吉―」(『ことばと文化』7、慶應義塾志木高等学校、二〇〇三。再録、『福澤諭吉年鑑』30、二〇〇三)
(14)『福澤諭吉全集』第十二巻、二一三～二一四頁。
(15)『三田演説会資料』(「慶應義塾福澤研究センター資料4」、二〇〇三、改訂版)一二九～一三〇頁。
(16)『福澤諭吉全集』第三巻、一四一～一四二頁。
(17)慶應義塾福澤研究センター蔵。『福沢諭吉全集』第十九巻、七五八～七五九頁。
(18)『福澤諭吉全集』第十九巻、七五三～七五八頁。
(19)『三田演説会資料』(「慶應義塾福澤研究センター資料4」、二〇〇三、改訂版)一七九頁。
(20)「晩年の福沢先生」(『三田評論』四二五号、昭和八年一月。福沢先生研究会講演、昭和七年十一月九日)
(21)『福澤諭吉全集』第十九巻、三六四頁。
(22)神戸寅次郎「福沢先生の法律に就いての演説」(『法学会誌』第10号、一九三四)。
(23)松崎欣一「福沢諭吉の『演説像』と伝えられる肖像画をめぐって」(『慶應義塾志木高等学校研究紀要』33、二〇〇三)。

(まつざき　きんいち　本塾志木高等学校教諭)